

# 部設立マニュアル

---

工学院大学 I 部

常任委員会

文化会

体育会

# 部とは

部とは、専属の顧問とともに活動を通して互いに切磋琢磨し学生活動をより活発化させることを目的とした工学院大学公認のクラブ活動のことを指します。

部に昇格すると、活動の費用として予算の分配を受けることができ、より自分たちの活動を活発にする事ができます。

# 同好会とは

同好会とは、工学院大学 I 部文化会または体育会に所属する、将来的に部へと昇格することを前提とした工学院大学公認のクラブ活動のことを指します。

## 1,同好会設立までの流れ

設立条件を満たした上で文化会、または体育会にそれぞれ申請を出し、承認を得ることで同好会を設立することができます。

### 1) 設立条件を満たす

※文化会、体育会規約に従い、設立条件を満たしていることを確認してください。

- 部員数が学部生 10 名以上であること
- 部長、会計がいること

### 2) 書類一式を用意する (設立申請用紙、活動方針、会員名簿の取得)

- 黒ボールペンで記入、修正液の使用は禁止
- 新宿校舎地下 2 階文化会室または体育会室に提出

※紛失した場合は工学院大学学生団体ポータルサイト  
SHAiR (<http://www.ns.kogakuin.ac.jp/~wws5018/>)  
からダウンロードできます。



### 3) 審議

役員会議 (全部長及び役員による会議) において活動方針を代表者が説明し、出席者の 3 分の 2 以上の承認を得ることで、同好会の設立が認められます。

### 4) 同好会設立

以上で、工学院大学 I 部文化会及び体育会の同好会としての活動が認められます。

## 2, 同好会ができること

同好会を設立することで以下のことができるようになります。

- 学内施設の利用申請
- 学校名を使つての大会、コンクール等の参加
- 新入生歓迎会での勧誘活動

## 3, 同好会として活動するにあたって

同好会は以下のことを行う必要があります。

- 本部（新宿）または支部（八王子）で行われる定期連絡会への参加及び活動報告書の提出
- 1年間の活動の費用の内訳を提出（表記等は自治会会計マニュアル参照）
- 文化会、体育会両委員会主催の行事への参加及び協力
- 会計会議への出席
- 活動年数1ヵ年で、顧問に関して学生支援課に相談

## 4, 廃会(同好会の解散)について

文化会、体育会規約により部の活動状況如何によっては廃会などの処分がなされる可能性があります。

# 部への昇格について

## 1, 部昇格の流れ

昇格条件を満たした上で文化会、または体育会にそれぞれ申請を出し、承認を得ることで部に昇格することができます。

### 1) 昇格条件を満たす

部に昇格するためには以下の事項をすべて満たしている必要があります。

- 文化会または体育会所属同好会としての活動年数が2年以上であること
- 学部生の部員数10名以上、及び1～3年の部員が各3名以上であること
- 部長、会計、支部長がいること
- 顧問がいること ※学生支援課に要相談

### 2) 書類一式を用意する (総括、方針、予算案、部員名簿)

- 黒ボールペンで記入、修正液の使用は禁止
- 新宿校舎地下2階文化会室または体育会室に提出

※紛失した場合は

工学院大学学生団体ポータルサイト

SHAiR (<http://www.ns.kogakuin.ac.jp/~www5018/>) からダウンロードできます。



### 3) 1次審議

役員会議 (全部長及び役員による会議)

役員会議において総括、方針及び予算案を代表者が説明し、出席者の3分の2以上の承認を得ることで、2次審査へと進むことができます。

### 4) 2次審議

自治委員会会議 (全委員会の委員長による会議)

自治委員会会議において総括、方針及び予算案を代表者が説明し、出席者の3分の2以上の承認を得ることで、部への昇格が認められます。

### 5) 昇格承認

以上で、工学院大学I部文化会及び体育会の部へと昇格します。

## 2, 予算について

昇格時は、その年度の残余期間分の予算が分配されます。補正予算として予算が分配されるため、詳細は『補正予算マニュアル』を参照してください。次年度以降の予算は、他の部同様に扱うものとして、用途は『会計マニュアル』の定める範囲内に限られます。

## 3, 休部、廃部について

文化会、体育会規約により部の活動状況によっては休部、廃部などの処分がなされる可能性があります。

休部は部として存続していますが、自治会費や後援会費をもらう権利がなくなり、部として活動することができなくなります。また、休部状態が続くと廃部となります。

施行 平成 26 年 5 月 28 日